

懲罰の種類について

地方自治法第135条に定める懲罰は、次の4つである。

一般に、戒告が最も軽い懲罰であり、陳謝、出席停止、除名の順に重いものとなる。

一つの懲罰事犯には一つの懲罰しか科すことはできない。また、一度議決した懲罰は取り消すことはできない。

1 公開の議場における戒告

あらかじめ委員会において戒告文を作成し、公開の会議の席上、当該議員を起立させ、議長が議会の議決を経た戒告文を読み上げて当該議員の言動が何に違反し、いかに議員としてあるまじき言動であったかを述べ、二度とこのようなことのないよう戒める方法である。

2 公開の議場における陳謝

戒告と同様に、あらかじめ委員会において陳謝文を作成し、議会の議決を経た陳謝文を、当該議員が公開の議場で読み上げて遺憾の意を表明する方法である。

3 一定期間の出席停止

本会議や委員会に出席して発言し、あるいは表決に加わるという議員本来の権利を一定期間停止させる懲罰である。

出席停止期間については、各議会ごとに会議規則で規定することとなっており、本町議会においては5日間を上限と定めている。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

出席停止は日を単位とする。○月○日から×日までという期間で定めることはできない。出席停止の期間計算は、懲罰議決のあった日を第1日とし、最終日の24時をもって終了する。

4 除名

議員の身分を失わせる懲罰である。

したがって、特に慎重を要するため、地方自治法第135条第3項において、除名の議決に当たっては、議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とする特別多数議決の規定が設けられている。特別多数議決であるので、議長も表決権を有する。

なお、委員会においては、特別多数議決がないので過半数議決となる。